

「北九州市迷惑行為防止基本計画(第2次計画)」(素案)の概要

1 策定の趣旨

本市では、「環境首都にふさわしい迷惑行為のないまち・北九州市の実現」を目指し、平成20年度に「北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」(以下「基本条例」)を施行した。また、平成22年度には、「北九州市迷惑行為防止基本計画」(以下「基本計画」)を策定し、小倉や黒崎(重点地区)での巡視活動など、迷惑行為の防止に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進してきた。

一方、本市では平成26年7月に「迷惑行為防止の推進」も明記した「北九州市安全・安心条例」を施行し、安全・安心なまちづくりという観点から、さらなる取り組みが必要となっている。

そこで、北九州市迷惑行為防止推進協議会の議論を踏まえ、これまでの取り組みの充実・強化を図るとともに、新たな市民ニーズにも対応するため、第2次計画を策定するものである。

2 これまでの主な取り組み(第1次計画:H22~H26)

- (1) マナーアップ教育の推進・・・ 道徳教育の推進(小学6年生) 等
- (2) 市民啓発の推進・・・ 重点地区での啓発や市政だより等でのPR 等
- (3) 市民活動等の促進・・・ まち美化功労者への感謝状の贈呈 等
- (4) 関係団体への支援・・・ 迷惑行為防止活動推進地区の活動支援 等
- (5) 監視・指導体制の強化・・・ 小倉・黒崎の重点地区での巡視活動 等
- (6) 公共施設等の環境整備・・・ 重点地区や推進地区でのサイン整備 等

3 第2次計画(素案)の概要

- (1) 計画範囲 引き続き、基本条例において定めた「路上喫煙」や「ごみのポイ捨て」等14項目を計画の範囲(迷惑行為の定義)とする。
- (2) 計画期間 平成27年度から平成31年度までの5年間
- (3) 目 標 環境首都にふさわしい迷惑行為のないまち・北九州市の実現
また、目標の方向性として、市民アンケートにおいて、「モラル・マナーが良くなっていると感じる市民の割合の向上」と「モラル・マナーアップ関連条例の認知度の向上」を目指す。
- (4) 基本方針 ①迷惑行為を しない・させない 「人づくり」
②迷惑行為を しない・させない 「環境づくり」

(5) 施策の方向性と施策の柱・取り組み

別紙「北九州市迷惑行為防止基本計画（第2次計画）体系図」のとおり

施策・事業数 6施策68事業

4 第2次計画(素案)の主なポイント

- (1) 北九州市安全・安心条例（平成26年7月施行）の普及・啓発活動や出前講演等、条例と連動した迷惑行為防止の取り組みを推進する。
- (2) 市民意識調査（H25年）で、基本条例を知らないとの意見が多かったことから、関係機関等との更なる連携を図り、基本条例等の認知度の向上を図る。
- (3) モラル・マナー向上への更なる取り組みに向け、他部局や他機関との連携強化を図りながら、子どもや大人を対象とした教育や啓発活動の強化を図る。
- (4) 全国的にも自転車のルール・マナーアップが問題となる中、自転車の安全利用に向け、警察や市民団体など関係者との連携強化を図る。
- (5) 市民意識調査で、居住地域の迷惑行為が改善されていないとの意見が多かったことから、市民や企業等における活動を促進するとともに、市内一円に迷惑行為防止の輪が広がるよう取り組みを推進する。

5 これまでの主な経過

- | | | |
|-------|----|---|
| 平成20年 | 4月 | モラル・マナーアップ関連条例施行 |
| | 6月 | 北九州市迷惑行為防止推進協議会（以下「協議会」）発足 |
| 平成23年 | 2月 | 北九州市迷惑行為防止基本計画（平成22～26年度）策定
（定期的に協議会を開催） |
| 平成26年 | 8月 | 市長から協議会へ「基本計画（第2次計画）」の諮問
※ 答申まで3回審議 |
| 平成27年 | 5月 | 協議会から市長へ答申 |
| | 同月 | 「基本計画（第2次計画）」素案を取りまとめ |
| | 6月 | 総務財政委員会に計画案の意見聴取 |

6 今後の主な予定

- | | |
|------------------|--------------------|
| ○平成27年7月1日から31日間 | パブリックコメントの実施 |
| ○平成27年8月 | パブリックコメントの結果のとりまとめ |
| ○平成27年9月 | 総務財政委員会に計画案の報告 |
| ○平成27年10月 | 計画の公表（予定） |